

山梨県公報

第千三百六十二号

平成十五年

三月三日

月 曜 日

目次

告示

市町村の廃置分合に伴う人口の告示……………一〇三

液化石油ガス販売事業者の認定……………一〇三

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部改正……………一〇三

公告

平成十四年度山梨県林業改良指導員資格試験合格者……………一〇三

平成十五年度全期(三級、基礎一級及び基礎二級)技能検定の実施……………一〇三

平成十五年度前期技能検定の実施……………一〇五

平成十五年二級建築士及び木造建築士試験の実施……………一〇七

開発行為に関する工事の完了について……………一〇七

換地処分の届出……………一〇七

教育委員会

指定技能教育施設の廃止……………一〇七

正誤

平成十四年三月二十九日付け号外第二十三号中……………一〇八

告示

山梨県告示第百十二号

平成十五年三月一日に南巨摩郡南部町及び富沢町を廃し、その区域をもって南部町を置いたことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十七条第一項第一号の規定に基づき、南部町の人口を次のとおり告示する。

平成十五年三月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一〇、八六三人

山梨県告示第百十三号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第三十五条の六第一項の規定により次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第八十八条第二項の規定に基づき告示する。

平成十五年三月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 クレイン農業協同組合 代表理事 萩原公夫

二 住所 大月市大月一丁目十四番五号

山梨県告示第百十四号

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定(平成四年山梨県告示第百十五号の二)の一部を次のように改正し、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年三月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 の(三)の12中「中巨摩郡白根町大字在家塚字柳原五八四番五」を「南アルプス市在家塚字柳原五八四番五」に改める。

二 中11を削り、12を11とし、13を12とし、14を13とし、15を14とし、16を15とし、17を16とし、18を17とし、19を18とし、20を19とし、21を20とし、22を21とし、23を22とする。

公告

平成十四年度山梨県林業改良指導員資格試験合格者

山梨県林業改良指導員資格試験条例(昭和六十年山梨県条例第十九号)第二条の規定により実施した平成十四年度山梨県林業改良指導員資格試験の合格者は、次のとおりである。

平成十五年三月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

岡雅文 黒田孝一 小川貞敏 五味聖二 本多孝行 内田剛 佐野洋介

平成十五年度全期(三級、基礎一級及び基礎二級)技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、平成十五年度全期(三級、基礎一級及び基礎二級)技能検定の実施に

ついで次のとおり公告する。

平成十五年三月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 実施職種等

1 実施職種

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、寝具製作、紳士服製造、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

2 受検資格

1に掲げる職種のうち三級の試験については、当該職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

- (一) 実施期日
山梨県職業能力開発協会が指定する日に行つ。
- (二) 実施場所
山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表
あらかじめ受検申請者に送付する。

2 学科試験

- (一) 実施期日
山梨県職業能力開発協会が指定する日に行つ。
- (二) 実施場所
甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

(二)(-) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験

検 定 職 種	手 数 料
さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装	一万五千七百元
機械検査及び婦人子供服製造	一万三千元

(二) 学科試験

三千百円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料(四の2の(-)に定められた額)及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下、「申請書」といふ。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、還付しない。

4 受付期間

随時

5 提出先

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター内 山梨県職業能力開発協会(電話〇五五 二四三 四九一六)

6 その他

(-) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会で作付する。なお、申

請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、八十円切手をはったもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表

合格者には、山梨県職業能力開発協会が書面で通知する。

2 合格証書等の交付

合格者には、山梨県知事の合格証書を交付する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県商工労働観光部職業能力開発課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 平成十五年前期技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。

平成十五年三月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 実施職種

1 一級及び二級

園芸装飾、造園、金属熱処理（一般熱処理に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、フライス盤、ボール盤、ジグ中ぐり盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工、金属プレス加工、鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金工場板金、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、配電盤・制御盤組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形、石材施工、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、置製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）、広告

美術仕上げ、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾

2 三級

園芸装飾、造園、金属熱処理（一般熱処理に係るものに限る。）、機械加工、電子機器組立て、和裁、とび、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ、写真及び商品装飾展示

3 単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール工事に係るものに限る。）、

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

実施期日

(一) 平成十五年六月十一日（水）から同年九月七日（日）までの間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。

(二) 実施場所

別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。

(三) 問題の公表

平成十五年六月五日（木）に山梨県職業能力開発協会（甲府市大津町二千百三十番地の二）の提示板に掲示する。ただし、一部の職種については公表しない。

2 学科試験

(一) 実施期日

検 定 職 種

実施期日

1 一級及び二級 園芸装飾、造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装	平成十五年八月二十四日（日）
2 三級 園芸装飾、造園、金属熱処理、和裁及びとび	
1 一級及び二級 機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、置製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作、広告美術仕上げ及び商品装飾展示	平成十五年八月三十一日（日）
2 三級	

機械加工、電子機器組立て、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ及び商品装飾展示	
一級、二級及び三級 写真	平成十五年九月三日(水)
1 一級及び二級 放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラーワール装飾	平成十五年九月七日(日)
2 単一等級 路面標示施工	

(二) 実施場所

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験

(1) 一級、二級、三級(2)の表に該当する者を除く。及び単一等級

検 定 職 種	手 数 料
園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、産業車両整備、建設機械整備、家具製作、建具製作、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ、写真、商品装飾展示及びフラーワール装飾	一万五千七百円
婦人子供服製造	一万三千円

(2) 三級(山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第十九号)別表四の項に規定する高等学校に在学する者に限る。)

検 定 職 種	手 数 料
園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、電子機器組立て、とび、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ、写真及び商品装飾展示	一万五百円
和裁	七千七百円

(二) 学科試験

三千円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料(四の2の(二)に定められた額)及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、還付しない。

4 受付期間

平成十五年四月三日(木)から同月十六日(水)まで

5 提出先

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター内 山梨県職業能力開発協会(電話〇五五 二四三 四九一六)

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、八十円切手をはったもの)を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること(受付期間内の消印のあるもの)に限り受け付ける。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表

合格者の氏名は、平成十五年十月七日(火)に県庁東側の掲示板上に掲示するほか、合格者には、書面で通知する。なお、実技試験又は学科試験のいずれか一方に合格した者には、書面で通知する。

2 合格証書等の交付

一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事の合格証書を交付する。また、すべての合格者に技能士章を交付する。

六 その他
技能検定について不明な点は、山梨県商工労働観光部職業能力開発課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 平成十五年二級建築士及び木造建築士試験の実施
建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成十五年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の十七第一項の規定により、山梨県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成十五年三月三日

一 試験日時
山梨県知事 山 本 栄 彦

1 学科の試験
二級建築士 平成十五年七月六日（日）午前十時から午後五時十分まで
木造建築士 平成十五年七月二十七日（日）午前十時から午後五時十分まで

2 設計製図の試験
二級建築士 平成十五年九月二十八日（日）午前十一時三十分から午後四時まで
木造建築士 平成十五年十月十二日（日）午前十一時三十分から午後四時まで

二 試験場所
甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学十六号館

三 受験申込手続
1 受験申込期間
平成十五年四月十四日（月）から同月十八日（金）までの午前十時から午後四時まで

2 受験申込書の請求先
甲府市丸の内一丁目十四番十九号 山梨県建設会館四階建築士会事務所

3 受験申込書の提出先
甲府市丸の内一丁目十四番十九号 山梨県建設会館五階会議室
受験申込書の提出は、受験者本人が直接提出するものとする。なお、受験申込用紙は、平成十五年四月七日（月）から配布する。

四 合格者の発表

平成十五年十二月十二日（金）を予定している。なお、学科の試験については、同年九月十二日（金）を予定している。

五 その他
設計製図の課題は、平成十五年六月二十五日（水）から財団法人建築技術教育普及センターの各支部及び山梨県建築士会の事務所に掲示する予定である。また、学科の試験の当日試験場に掲示する。

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十五年三月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町飯喰字村西一・二・三の五、一・二・六の三及び一・二・六の四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南巨摩郡早川町湯島七十三番地 天野邦美

● 換地処分の届出
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、勝沼町長から換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年三月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 地区名
菱山田草川地区

二 換地処分をした年月日
平成十五年二月十二日

三 換地処分をした土地の権利者数
十人

教育委員会

山梨県教育委員会告示第二号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十五条第一項の規定に基づき指定技能教育施設の設置者から当該指定技能教育施設を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年三月三日

山梨県教育委員会

委員長 渡 邊 彬

一 廃止する指定技能教育施設の名称
富士吉田市立吉田准看護婦学校

二 廃止の時期

平成十五年三月三十一日

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十四年三月二十九日山梨県訓令甲第八号（山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令）

四 下 二十 再資源化システム推進 再資源化システム推進室